

# 北畠親房の天皇論

——国体論との比較——

下川 玲子

はじめに

北畠親房の『神皇正統記』は、戦前には「国体論」の淵源とされた。例えば、国体論の集成とも言える『国体の本義』(昭和十二年)は、日本が戦争に向かう中、天皇は現御神であり臣民が天皇を敬い忠誠を尽くすことが自然の姿だということを強調し、臣民の忠誠の究極の形が戦死であるという論理を文部省が示したものである。『国体の本義』は、日本における「国体論」の歴史を示した章で、北畠親房の思想を以下のようで紹介している。

北畠親房は、このことについて、

凡そ王土にはらまれて、忠をいたし命を捨つるは人臣の道なり。必ずこれを身の高名と思ふべきにあらず。しかれども、後の人をはげまし、其の跡をあはれみて賞せらるゝは、君の御政なり。下として競ひ争ひ申すべきにはあらぬにや。まして、させる功なく

して過分の望をいたす事、みづからあやぶむるはしなれど、前車の轍をみることは、実に有りがたき習なりけむかし。  
と嘆じてゐる。

(第二国史における国体の顕現 一、国史を一貫する精神 七五頁)<sup>(2)</sup>  
この『神皇正統記』の引用部分で、『国体の本義』が強調したいのは、日本において忠を尽くして命を捨てるのを人臣の道であるという記述であろう。しかし、この『神皇正統記』の一文は、本来この点を強調するものではなく、報賞として限りある土地や官位を得ることを貪欲に求めて戦いに加わる武士を牽制し、無私の心で命を捨てて君に尽くすのが正しい姿だと嘆くものである。『国体の本義』は、親房の本意をあえて無視をする。

さらに、これに続いて『国体の本義』は、「大義名分論」——名と分を守る、君臣の上下関係を絶対に崩すべきではないという主張——に宋代儒教、ことに朱子学が影響を与えたと述べる。儒教や朱子学を、上下の分を踏み超えてはならないとする思想と解釈し、日本に大きな影響を与えたと論じる。

先に鎌倉時代に於て宋学・禅学が大義名分論・国体論の生起に与つて力があり、延いて建武中興の大業の達成に及んだのであるが、徳川幕府は朱子学を採用し、この学統より大日本史の編纂を中心として水戸学が生じ、又それが神道思想、愛国の赤心と結んでは、山崎闇斎の所謂崎門学派を生じたのである。闇斎の門人浅見綱斎の靖献遺言、山鹿素行の中朝事実等は、いづれも尊皇の大義を強調したものであつて、太平記、頼山陽の日本外史、会沢正志斎の新論、藤田東湖の弘道館記述義、その他国学者の論著等と共に、幕末の勤皇の

志士に多大の影響を与へた書である。

(第二国史における国体の顕現 一、国史を一貫する精神 七七頁)

儒教思想は、本来、革命を肯定する論理である。幕末ごろから、後期水戸学や吉田松陰らが、君臣上下の関係は絶対だと強調して儒教思想を曲げて広めた。<sup>3)</sup>このようにゆがめられた「儒教」思想が、明治の天皇制や国体論を準備した。『国体の本義』は、あたかも朱子学や儒教の本来の論理に国体論的なもの——革命論を否定するもの——がありその側面が日本思想に影響を与えたとするが、そもそも革命を肯定する儒教思想とそれを否定する国体論はまったく異なる論理である。

親房の天皇論は、儒教的神道論であり、国体論の淵源とは言えない。本論文では、まず、『国体の本義』から国体論と言われる思想の特徴を整理する。それと比較することで親房の政治思想の特性を明らかにしてゆく。

### (1) 『国体の本義』の論理構造

『国体の本義』は、天皇は皇祖と一体で、天皇自身も現御神であり、臣民が神である天皇を敬うのは自然であり動かすことのできない現実だという論理を前提とする。戦争に向かう中、天皇のために戦死することをも名譽と考える国民意識を喚起しようとした。

皇位は、万世一系の天皇の御位であり、たゞ一すぢの天ツ日嗣である。皇位は、皇祖の神裔にましまし、皇祖皇宗の肇め給うた国を承け継ぎ、これを安国と平らけくしろしめすことを大御業とせさせ給ふ「すめらぎ」の御位であり、皇祖と御一体となつてその大御心を

今に顕し、国を榮えしめ民を慈しみ給ふ天皇の御地位である。臣民は、現御神にまします天皇を仰ぐことに於て同時に皇祖皇宗を拝し、その御恵の下に我が国の臣民となるのである。かくの如く皇位は尊厳極まりなき高御座であり、永遠に揺ぎなき国の大本である。

(第一大日本国体 一、肇国 一七頁)

天皇は天照大神の子孫であり、皇祖皇宗の神裔であり、皇宗と一体となつて位にあるがゆえに権威をもつ。祭祀は、「天皇が御親ら皇祖皇宗の神靈をまつり、弥々皇祖皇宗と御一体とならせ給ふためであつて、これによつて民人の慶福、国家の繁榮を祈らせ給ふ(第一大日本国体 二、聖徳 二五頁)」ためである。「天皇は祭祀によつて、皇祖皇宗と御一体とならせ給ひ(第一大日本国体 二、聖徳 二六頁)」ということを示す。このような祭祀の解釈は、『神皇正統記』には見られないものである。

天皇と臣民の関係は、「一つの根源より生まれ、肇国以来一体となつて榮えて来たものである。(第一大日本国体 三、臣節 三三三頁)」

天皇は、常に皇祖皇宗を祀り給ひ、万民に率先して祖孫一体の実を示し、敬神崇祖の範を垂れ給ふのである。又我等臣民は、皇祖皇宗に仕へ奉つた臣民の子孫として、その祖先を崇敬し、その忠誠の志を継ぎ、これを現代に生かし、後代に伝へる。

(第一大日本国体 三、臣節 三七頁)

藤原氏の祖先である天兒屋命と皇祖の関係が、藤原氏と天皇の関係の原形になつていて、神話時代の上下関係が永続的に続き、変えられない現実であるとする。

天皇は、臣民ひとりひとりを「天皇は億兆臣民を御一人の臣民とせら

れず、皇祖皇宗の臣民の子孫と思召させ給ふのである。(第一大日本国体 二、聖徳 三〇頁)」、天皇と臣下の関係はすべて家の論理で語られる。「我が国民の生活の基本は、西洋の如く個人でもなければ夫婦でもない。それは家である。家の生活は、夫婦兄弟の如き平面的関係だけではなく、その根幹となるものは、親子の立体的関係である。(第一大日本国体 三、臣節 四三頁)」

親子の関係は自然の関係であり、そこに親子の情愛が発生する。親子は一連の生命の連続であり、親は子の本源であるから、子に対しては自ら撫育慈愛の情が生まれる。子は親の発展であるから、親に対しては敬慕報恩の念が生まれる。

(第一大日本国体 三、臣節 四五頁)

「我が国の孝は、人倫自然の関係を更に高めて、よく国体に合致するところに真の特色が存する。(第一大日本国体 三、臣節 四六頁)」さらに以下のように続く。「臣民は祖先に対する敬慕の情を以て、宗家たる皇室を崇敬し奉り、天皇は臣民を赤子として愛しみ給ふのである。」神である天皇を自然に慕う臣民と、それを我が子同然に慈しむ天皇という宗教的構造を示す場所が神社である。

臣民は、この大御心を承け奉つて、同じく祭祀を以て我が肇国の精神を奉体し、私を捨てて天皇の御安泰を祈り奉り、又国家に報ずる精神を磨くのである。かくの如く天皇の神に奉仕せられることと臣民の敬神とは、いづれもその源を同じうし、天皇は祭祀によつて弥々君徳を篤くし給ひ、臣民は敬神によつて弥々その分を竭くすの覚悟を堅くする。

(第二国史に於ける国体の顕現 四、祭祀と道徳 一〇三頁)

北畠親房の天皇論(下川)

『国体の本義』は、「我が国の神社は、古来祭祀の精神及びその儀式の中心となつて来た。神社は惟神の道の表現であつて、神に奉斎し、報本反始の誠を致すところである。(第二国史に於ける国体の顕現 四、祭祀と道徳 一〇四頁)」と規定する。

天皇が我が子と扱ふ臣民の持つべき心のあり方とは、次のようなものである。偏心は「主我的な心」とされ、いわば西洋的な主体的精神のことであり、それを否定したものが真心である。

(富士谷) 御杖は心を偏心・一向心・真心といふが如くに分けてゐる。偏心とは主我的な心であり、一向心とは頑なに行ふ心である。これらはいづれも完全な心とはいはれない。

(第一大日本国体 四、和と「まこと」 六〇頁)

続いて『国体の本義』は、真心を、次のように説明している。真心とは心の欲するところに従つて矩を踰えざる心である。かゝる心は即ちわざであり、言であり、行であり、よく一事・一物に執せずして融通無礙である。即ち私を離れた純粹の心、純粹の行である。実にまことは万物を融合一体ならしめ、自由無礙ならしめる。まことは芸術に現れては美となり、道徳としては善となり、知識に於ては真となる。美と善と真とを生み出す根源にまことのあることを知るべきである。而してまことは又所謂明き浄き直き心、即ち清明心であり、それは我が国民精神の根柢となつてゐる。

(第一大日本国体 四、和と「まこと」 六〇頁)

真心、すなわち清明心(清浄)は、伊勢神道や北畠親房における正直の概念に近いが、『国体の本義』は、それを「国民精神の根柢」と定義する。このような真心の淵源に、武士道の精神があるが、それは儒教や仏

教などの外来思想を超越した所に成立した。

我が国民道徳の上に顕著なる特色を示すものとして、武士道を挙げることが出来る。武士の社会には、古の氏族に於ける我が国特有の全体的な組織及び精神がよく継承せられてゐた。故に主として儒教や仏教に学びながら、遂によくそれを超えるに至つた。即ち主従の間は恩義を出て結ばれながら、それが恩義を超えた没我の精神となり、死を視ること帰するが如きに至つた。そこでは死を軽んじたといふよりは、深く死に徹して真の意味に於てこれを重んじた。即ち死によつて真の生命を全うせんとした。個に執し個を立てて全を失ふよりも、全を全うし全を生かすために個を殺さんとするのである。生死は根本に於て一であり、生死を超えて一如のまことが存する。生もこれにより、死も亦これによる。然るに生死を対立せしめ、死を厭うて生を求むることは、私に執著することであつて武士の恥とするところである。生死一如の中に、よく忠の道を全うするのが我が武士道である。

(第二国史に於ける国体の顕現 四、祭祀と道徳 一一〇頁)

結局、私を持たないがゆえに自己の命を軽く捨てられるという心の持ち方こそ真心であり、その淵源に武士道や親房の思想があると言っているのである。

臣民の心のあり方に対応して、天皇はどのような心を持てばよいのであろうか。神の子孫であり自身も神である天皇でも暴虐ならば尊敬されるはずはない。『国体の本義』は、歴代の天皇の徳政ぶりを強調する。

天皇の、億兆に限りなき愛撫を垂れさせ給ふ御事蹟は、国史を通じて常にうかがはれる。畏くも天皇は、臣民を「おほみたから」と

し、赤子と思召されて愛護し給ひ、その協翼に倚藉して皇猷を恢弘せんと思召されるのである。この大御心を以て歴代の天皇は、臣民の慶福のために御心を注がせ給ひ、ひとり正しきを勧め給ふのみならず、悪しく枉れるものをも慈しみ改めしめられるのである。

(第一大日本国体 二、聖徳 二八頁)

ただし、能力で天皇を評価するのは副次的なことであり、天皇のその神聖性ゆえに自然に敬われるという論理が先立つ。

儒教の徳治主義や西洋の民主主義において、一見合理的に見えても、統治者の徳が衰える、あるいは民意の混乱で国家の運営がうまくいかない場合もある。

個人の集団を以て国家とする外国に於ては、君主は智・徳・力を標準にして、徳あるはその位に即ぎ、徳なきはその位を去り、或は権力によつて支配者の位置に上り、権力を失つてその位を逐はれ、或は又主権者たる民衆の意のまゝに、その選挙によつて決定せられる等、専ら人の仕業、人の力のみによつてこれを定める結果となるのは、蓋し止むを得ないところであらう。而もこの徳や力の如きは相対的のものであるから、いきほひ権勢や利害に動かされて争闘を生じ、自ら革命の国柄をなすに至る。

(第一大日本国体 一、肇国 一八頁)

そもそも儒教の徳治主義や西洋の民主主義は、権力者や主権者の資質や判断に基づく統治を理想とし、神の子孫である天皇とそれを慕う国民という不変の「自然」関係を基礎とする国体論に較べれば、不安定を引き起こすものである。

それに対して、日本においては、「臣民が天皇に仕へ奉るのは所謂義

務ではなく、又力に服することでもなく、止み難き自然の心の現れであり、至尊に対し奉る自らなる渴仰随順である。我等国民は、この皇統の弥々栄えます所以と、その外国に類例を見ない尊厳とを、深く感銘し奉るのである。(第一大日本国体 一、肇国 一九頁)と、君臣の自然的感情を基礎とするのが混乱が起らない。

『神皇正統記』では、君徳のシンボルであるがゆえに価値を持つ三種神器であるが、『国体論の本義』では、臣民の尊敬心のシンボルである。

而してこの三種の神器については、或は政治の要諦を示されたものと解するものもあり、或は道徳の基本を示されたものと拝するものもあるが、かゝることは、国民が神器の尊厳をいやが上にも仰ぎ奉る心から自ら流れ出たものと見るべきであらう。

(第一大日本国体 一、肇国 二〇頁)

『国体の本義』は、明治の西洋的近代国家の一応の達成として発布された憲法についても、近代の立憲主義の到達という観点とは異なる点を評価する。

而して憲法欽定の特殊なる御目的は、君臣の遵守規範を明徴にし、又臣民翼賛の道を広め給ふところにあることが拝せられる。而して世局の進運、人文の発達が、この憲法御制定の機縁となつてゐる。

このことも亦「夫れ大人の制を立つる、義必ず時に随ふ」との御祖訓に随はせ給うたのである。かくの如き立憲の御精神を拝して外国に於ける憲法制定の由来に思を及ぼす時、よく彼我の憲法の本質的差異を知ることが出来る。

(第二国史に於ける国体の顕現 六、政治・経済・軍事 一三一頁)

憲法を、神である天皇とそれに絶対的慕う(べき)臣民としての遵守規

範を示したものと解釈する。

『国体の本義』は、西洋の思想の本質を、個人主義すなわち個を国家に優先する思想と解釈し、共産主義思想やナチスの思想もそのような側面を持つものとする。

かくの如く、教育・学問・政治・経済等の諸分野に互つて浸潤してゐる西洋近代思想の帰するところは、結局個人主義である。而して個人主義文化が個人の価値を自覚せしめ、個人能力の発揚を促したことは、その功績といはねばならぬ。併しながら西洋の現実が示す如く、個人主義は、畢竟個人と個人、乃至は階級間の対立を惹起せしめ、国家生活・社会生活の中に幾多の問題と動揺とを醸成せしめる。今や西洋に於ても、個人主義を是正するため幾多の運動が現れてゐる。所謂市民的個人主義に対する階級的個人主義たる社会主義・共産主義もこれであり、又国家主義・民族主義たる最近の所謂ファッショ・ナチス等の思想・運動もこれである。

(結語 一五四頁)

西洋の個人主義思想と異なり、いざというときに命を投げ出せること、自己をもたないこと、無我・没我こそ日本精神の本質である。天皇の命で戦争にいき、命をも捨てることを美德とする精神が歴史的に国民に培われていたのである。国家よりも個人の権利や尊厳を重んじる西洋思想を受容する際は、日本風に変容させなければ受け入れることができなかった。

人が自己を中心とする場合には、没我献身の心は失はれる。個人本位の世界に於ては、自然に我を主として他を従とし、利を先にし、て奉仕を後にする心が生ずる。西洋諸国の国民性・国家生活を形造

る根本思想たる個人主義・自由主義等と、我が国のそれとの相違は正にこゝに存する。我が国は肇国以来、清き明き直き心を基として発展して来たのであつて、我が国語・風俗・習慣等も、すべてこゝにその本源を見出すことが出来る。

わが国民性には、この没我・無私の精神と共に、包容・同化の精神とその働とが力強く現れてゐる。大陸文化の輸入に當つても、己を空しうして支那古典の字句を使用し、その思想を採り入れる間に、自ら我が精神がこれを統一し同化してゐる。この異質の文化を輸入しながら、よく我が国特殊のものを生むに至つたことは、全く我が国特殊の偉大なる力である。このことは、現代の西洋文化の摂取についても深く鑑みなければならぬ。

(第二国史に於ける国体の顕現 三、国民性 九六頁)

大陸から移入した儒教や仏教思想も、没我の国民精神と異なる個人主義的傾向を持つており、それを受容する際には日本の没我精神に引き寄せて解釈しなければならぬ。「没我の精神は、単なる自己の否定ではなく、小なる自己を否定することによつて、大なる真の自己に生きることである。(第二国史に於ける国体の顕現 三、国民性 九七頁)」とあり、個人の否定——究極的には個人の命を失ふこと、戦死すること——は、個人をこえて国家につながる崇高な行為である。『国体の本義』は、中国思想、とくに老荘思想を、社会や国家からの逃避の論理ととらえ、わがままで個人主義に偏つたものだとする。また、儒教思想の個人主義的傾向を指摘する。

我が国に輸入せられた支那思想は、主として儒教と老荘思想とであつた。儒教は実践的な道として優れた内容を持ち、頗る価値ある

教である。而して孝を以て教の根本としてゐるが、それは支那に於て家族を中心として道が立てられてゐるからである。この孝は実行的な特色をもつてゐるが、我が国の如く忠孝一本の国家的道徳として完成せられてゐない。家族的道徳を以て国家的道徳の基礎とし、忠臣は孝子の門より出づるともいつてゐるが、支那には易姓革命・禅讓放伐が行はれてゐるから、その忠孝は歴史的・具体的な永遠の国家的道徳とはなり得ない。老荘は、人為を捨てて自然に帰り、無為を以て化する境涯を理想とし、結局その道は文化を否定する抽象的のものとなり、具体的な歴史的基礎の上に立たずして個人主義に陥つた。その末流は所謂竹林の七賢の如く、世間を離れて孤独を守らうとする傾向を示し、清談独善の徒となつた。要するに儒教も老荘思想も、歴史的に発展する具体的国家的基礎をもたざる点に於て、個人主義的傾向に陥るものといへる。併しながら、それらが我が国に摂取せられるに及んでは、個人主義的・革命的要素は脱落し、殊に儒教は我が国体に醇化せられて日本儒教の建設となり、我が国民道徳の発達に寄与することが大であつた。

(結語 一四六頁)

中国思想は、日本の没我の精神とは異なるもので、日本人が受容する際には日本的な儒教に変容させなければならなかつた。儒教思想は、日本において、没我・無我ゆえに国家を優先する精神に変わったのである。北島親房の天皇論は、儒教的色彩の濃い政治思想であるが、これは、『国体の本義』のいう没我・無我の日本精神、国体論の淵源と言えるものなのであろうか。以下で示すように、それは国体論とはかなり異なるものである。

## (2) 『神皇正統記』における徳と神慮の論理

南北朝時代ごろ、日本に宋代の新儒教が入ってきた。後醍醐天皇の朝廷で、朱子の新注が読まれていた可能性が高い。北畠親房も、主著『神皇正統記』において、儒教の重要性を主張する。

君も臣も神明の光胤をうけ、或はまさしく勅をうけし神達の苗裔なり。誰か是をあふぎたてまつらざるべき。此理をさとり、其道にたがはずは、内外典の学問もこゝにきはまるべきにこそ。されど、此道のひろまるべき事は内外典流布のちからなりと云つべし。魚をうることは網の一目によるなれど、衆目の力なければ是をうるることかたきが如し。応神天皇の御代より儒書をひろめられ、聖徳太子の御時より、釈教をさかりにし給し、是皆権化の神聖にましませば、天照太神の御心をうけて我國の道をひろめふかくし給なるべし。

〔『神皇正統記』彦々瓊々杵尊の条 三八頁〕<sup>(4)</sup>

ここで、神道の教えは、儒教（と仏教）の力を借りなければ日本に広めることは難しいという認識が示されている。親房は、儒教思想を日本において不可欠なものと考ええる。

三十一年庚戌の年もろこしの周の二十三代の君、靈王の二十一年也。ことし孔子誕生す。自是七十三年までおはしけり。儒教をひろめらる。此道は昔の賢王、唐堯・虞舜・夏の初の禹・殷のはじめの湯・周のはじめの文王・武王・周公の国を治め、民をなで給し道なれば、心を正しくし、身をなをくし、家を治め、国を治めて、天下にをよぼすを宗とす。さればことなる道にあらねども、末代とな

北畠親房の天皇論（下川）

りて、人不正になりしゆへに、其道をおさめて儒教をたたらゝるなり。  
(綏靖天皇の条 四八頁)

聖徳太子がなぜ偉大か、親房によれば、内外典、すなわち儒教と仏教の文献を踏まえて教えを説いているからにはかならない。

十七年己巳に憲法十七ヶ条をつくりて奏し給。内外典のふかき道をさぐりて、むねをつましましやかにしてつくり給へるなり。天皇悦び天下に施行せしめ給き。  
(推古天皇の条 七八頁)

また、宇多天皇の『寛平御誡』の内容を分析して、天皇には和漢の古典の素養、ことに統治の学問としての儒教的教養が必須であると述べている。儒教的教養のある天皇の子孫は、その有徳の余薫によって繁栄する(後宇多院の条、一六一頁)。

さらに、親房は、『神皇正統記』で、儒教の国である中国の歴史を併記し、日本歴史を中国の事例から見えて評価する。皇位継承の異常事態である斉明天皇の重祚も、則天皇后による政治の混乱の後に中宗が重祚した唐の先例を挙げて正当化する(斉明天皇の条 八二頁)。称徳天皇による道鏡の寵愛も、則天皇后の暴政と重ね批判する(称徳天皇の条 九〇頁)。清和天皇時代の摂政制導入も、中国の先例に基づいて正当化する(清和天皇の条 一〇六頁)。

親房は、天皇位の正統な後継者に、常に学問的能力、統治者としての能力、道徳的な能力を求めた。例えば、弟の彦火々出見尊(山幸)が兄の海幸を差し置いて位を継承したのはその人間的共感力が兄より優っていたからであり、長幼よりも継承者の資質や能力を重視した(彦火々出見尊の条 四一頁)。

また、親房は、天皇が暴政をすれば、直系の子孫は断絶するとはつき

りと記している。

性さがなくまして、悪としてなさずといふことなし。假天祚も久からず。仁徳さしも聖徳まし／＼しに、此皇胤こゝにたえにき。「聖徳は必百代にまつらる。」(春秋に見ゆ)とこそ見えたれど、不徳の子孫あらば、其宗を滅すべき先蹤甚をほし。されば上古の聖賢は、子なれども慈愛におぼれず、器にあらざれば伝ことなし。堯の子丹朱不肖なりしかば、舜にさづけ、舜の子商均又不肖にして夏禹に譲られしが如し。堯舜よりこなたには猶天下を私にする故にや、必子孫に伝ことになりしが、禹の後、桀、暴虐にして国を失ひ、殷の湯聖徳ありしかど、紂が時無道にして永くほろびにき。(中略、親房はインドの暴政の結果子孫が断絶した例を示す)かゝれば先祖大なる徳ありとも、不徳の子孫宗廟のまつりをたゝむことうたがひなし。

(武烈天皇の条 七〇頁)

武烈天皇直系の断絶も、その不徳に原因がある。親房には統治者には徳を求める儒教的論理が明白である。天武から聖武天皇という偉大な統治者の系統が断絶したのも称徳天皇の暴政が原因である。その後、天智系統の光仁天皇が即位したのも和氣清丸が復権したのも徳の論理で説明する(称徳天皇の条 九二頁)。光仁天皇の即位は、彼の徳ばかりではなく、先祖である天智天皇の余慶でもある。

しかれど天智御兄にてまづ日嗣をうけ給。そのかみ逆臣を誅し、国家をも安し給へり。この君のかく継体にそなはり給、猶正にかへるべきいはれなるにこそ。

(光仁天皇の条 九三頁)

陽成天皇の廃止も、「此天皇性悪にして人主の器にたらず見え給けれ

ば、摂政なげきて廃立のことをさだめられにけり。」と記し、天皇も能力がなければ廃されることを正当とし、中国の先例も紹介する。また、不徳の陽成天皇を廃位にした藤原基経の子孫が、藤原氏の中でもことさらに繁栄したのは、基経の積善の余慶である(陽成天皇の条 一一〇頁)。

親房は宇多天皇の統治を、「無為の御政」と記し、「天下の明德、虞舜からはじまる」という中国の聖代にも並ぶものと評価する(宇多天皇の条 一一六頁)。また、醍醐天皇についても次のように述べている。

此君久く世をたもたせ給て、徳政をこのみ行はせたまふこと上代にこえたり。天下泰平民間安穩にて、本朝仁徳のふるき跡にもなぞらへ、異域堯舜のかしこき道にもたぐへ申き。

(醍醐天皇の条 一一八頁)

親房は、儒教における聖人の統治を理想とし、それに近い徳政を評価した。後二条天皇の早世後、その遺児ではなく後醍醐天皇が継承した理由も、彼の学問熱心な(とくに真言密教など)姿勢に求めた(後醍醐天皇の条 一六六頁)。

臣下に関しても、例えば藤原氏について、鎌足の息子たちの四門のうち、南家・式家も儒教の家としてそれなりに繁栄しているが、本当に繁栄しているのは北家のみである。その繁栄は、北家の祖「房前の大將人にことなる陰徳こそおはしけめ。」(文武天皇の条 八六頁)に由来する。また、親房は、藤原氏が、天孫降臨の際に天照大神に任じられた補佐神天兒屋命の子孫ゆえに取り立てられるのを当然視するが、同時に、「鎌足にいたりて大勲をたて、世に寵せられしによりて、祖業をおこし先烈をさかやかされる、無し止ことなり。」(皇極天皇の条 八一頁)と、鎌足自身の徳の余慶で繁栄していることを強調する。



藤原氏以外の人臣、源氏は天皇家の子孫であるが新興勢力にすぎない。親房は、天照大神の誓い、すなわち天皇の補佐は天児屋命の子孫藤原氏だという原則を乗り越えるためには相当な努力が必要なのに、源氏流派はそれを自覚していないと非難する。天照大神の神慮と徳の論理が対立する時、徳の論理によってそれを乗り越えられるという親房の考えがある。ただし、多くの源氏は天皇家の末裔であることに安住して能力を磨いていない（村上天皇の条 一三三頁）。

その中でも例外的に繁栄したのは村上源氏であるが、親房はその繁栄を村上天皇の余慶として徳の論理で説明する。徳あれば繁栄するが、その反対であれば滅亡する。平治の乱で敗死した源義朝は、父殺しという人倫の大罪を犯したがゆえに滅亡した。親房は、中国の聖人の舜が、殺人を犯した父を擁護して天子の位までも軽々と捨てたという『孟子』の逸話をあげながら、源義朝の父殺しを非難する（二条院の条 一四〇頁）。

北条氏について、親房はその治政を評価する。承久の乱の後鳥羽院の行動を批判し、北条氏と鎌倉幕府の徳政を超えるほどの徳政をすることができないのに倒幕を企てた院について「民やすかるまじくは、上天よもくみし給はじ。（順徳院の条、一五三頁）」と非難し、北条氏の徳をたたえる。

政治の基本は、統治者による正しい任官、能力に基づく適材適所の登用である（後醍醐天皇の条 一七三頁）。そして、それに呼応して臣下もまた正しい態度が必要である。地位や報賞を自らの欲のために望まない私心なき態度が求められる。親房が高く評価する北条義時は、時の最高権力者であり最高位を望めば簡単に得れるのにあえてしなかつた（後

醍醐天皇の条 一七六頁）。なぜなら、日本には五九四の郡しかない。私欲のために土地を求めても得られる人数は限られる。従って臣下は、全体の利益のために私欲を抑えなければならない（後醍醐天皇の条 一八二頁）。寛弘年間までは、能力があれば家柄によらない任官が行われたが（後醍醐天皇の条 一七八頁）、その後は家柄重視の任官が広まり、無能な人間でも高位の職に就くことが増え、また、荘園の発生により天皇の統治が届かない地域もあらわれ、国全体の利益に基づいた正しい任官が行われなくなったことを嘆く。統治者は能力に基づく適材適所の任官や報賞を行い、それに臣下が呼応するのが理想の姿であり、その理想を實踐すれば天は子孫にも繁栄を与える。このような儒教的論理が『神皇正統記』に貫かれている。「積善の余慶」、すなわち徳に応じた繁栄が一代かぎりではなく、子孫の運命を左右するというのも親房の思想の特徴である。

徳あるとは具体的にどのような状態をさすのだろうか、それは正直という心のあり方を保つことである。親房は、正心という『大学』の概念に関連づけて正直を説明する。親房は、『元元集』の「神国要道篇」で、「古欲<sub>レ</sub>御<sub>二</sub>大道<sub>一</sub>明<sub>レ</sub>明德<sub>上</sub>者、先修<sub>二</sub>其身<sub>一</sub>、欲<sub>レ</sub>修<sub>二</sub>其身<sub>一</sub>者、先正<sub>二</sub>其心<sub>一</sub>、欲<sub>レ</sub>正<sub>二</sub>其心<sub>一</sub>者、在于致<sub>レ</sub>知<sub>上</sub>」<sup>(6)</sup>と述べ、「理政安民之業」を實踐するために修身・誠心・致知の三つを行うことの重要性を説いている。『元元集』の「明明徳」とは、「大学之道、在明明徳、在親（新）民、在止於至善」という『大学』の三綱領のひとつのことである。「修身・正心・致知」は、『大学』の八条目の一部である。<sup>(7)</sup>このように、親房は、正直という神道的概念を朱子学で重視された『大学』の正心に等しいものと解釈する。親房の正直とは、きれいに磨いた鏡のように心の曇りを

ぬぐい去り心に神をやどした状態をさすが、それはすなわち、朱子学的な正心に等しいものである。それは、氣質の拘束を排して本然の性に復初した状態をさす。親房は、絶対的に善なる本性を有する人間に、独自の尊厳を認める朱子学的思惟をその論理の中に取り込んでいる。

『国体の本義』は、没我・無私の精神こそ日本精神とする。国家よりも先にかけてがない個人の尊厳を認める西洋思想や、絶対的に善なる本性を有する人間の尊厳を認める儒教思想を、ともに個人主義としりぞける。朱子学的論理を踏まえている親房の思想は、国体論とは隔たつたものである。

もちろん親房は、『国体の本義』と同様に、天照大神の神慮を重視し、それが歴史を動かしていると考ええる。

天地も昔にかはらず。月日も光をあらためず。況や三種の神器世に現在し給へり。きはまりあるべからざるは我国を伝える宝祚なり。あふぎてたつとびたてまつるべきは日嗣をうけ給すべらきになむおはします。

『神皇正統記』鵜草草葺不合尊の条 四四頁）  
親房は、この世界が、天照大神の神慮、すなわち天皇支配が三種神器とともに永遠に続くという原理に貫かれているとも考える。皇位のシンボルである三種神器の価値を高めるために、それ以外の神宝、例えば神代に重視された十種瑞宝を天皇の管理下において無価値化することによって、三種神器の至高性を示し、天皇の権威を高めようとした。

彼宇麻志間見の命又御饒速日の尊天降し時、外祖高皇産靈の尊さづけ給し十種の瑞宝を伝もたりけるを天皇に奉る。

（神武天皇の条 四六頁）

また、親房は、天照大神と天皇の価値を高めるために伊勢神宮が創建さ

れたとする。

此所は昔天孫あまくだり給し時、猿田彦の神まいりあひて、「われは伊勢の狭長田の五十鈴の川上にいたるべし。」と申ける所也。大倭姫の命、宮所を尋給しに、大田の命と云人（又興玉とも云）まいりあひて、此所ををしへ申き。（中略）これより皇大神とあがめ奉て、天下第一の宗廟にまします。（垂仁天皇の条 五三頁）

伊勢神宮は、天下第一の宗廟であり、「伊勢の皇太神大和姫の命にをしへて、丹波国與佐の魚井の原よりして豊受の太神を迎へ奉らる。」（雄略天皇の条 六七頁）、天皇の権威の象徴である伊勢の内外宮が整えられていった歴史を記している。

親房は、第十四代の仲哀天皇以降の天皇を代と世という二つの単位で数える。歴代のすべての天皇を代を使って数え、その中でも後醍醐・後村上天皇父子に直系につながる血統の天皇のみを世を使って数える。世で数えることができる天皇が正統な天皇である。正統か傍系か分類は、後醍醐・後村上天皇父子につながる血統であるかどうかに基づく。血統が、徳の論理よりも優先されるのである。例えば、その徳治を高く評価された仁徳天皇は、正統な天皇ではない。

日嗣をうけ給ひしより国をしずめ民をあはれみ給こと、ためしもまれなりし御事にや。民間の貧きことをおぼして、三年の御調を止られき。高殿にのぼりてみ給へば、にぎは、しく見えけるによりて、

高屋にのぼりてみれば烟立民のかまどはにぎはひにけりとぞよませ給ける。さて猶三年を許されければ、宮の中破て雨露もたまらず。宮人の衣壞て其よろほひ全からず。御門は是をたのしみとなむおぼしける。かくて六年と云に、国々の民各まいり進て大宮

造し、色く御調を備へけるとぞ。ありがたかりし御政なるべし。

(仁徳天皇の条 六五頁)

親房は、仁徳天皇の仁政を高く評価しているが、世教で数えておらず正統な天皇とは認めない。仁徳天皇から応神天皇という有徳な天皇の系譜は、後に断絶した。親房は、この断絶の理由を「かく世をたまたせ給こと、いかなる故にかおぼつかなし。」(継体天皇の条 七二頁)と述べる。儒教的な徳の論理からは説明がつかないのである。しかし親房は、続けて「それもおのずから天命なりといはば、凡慮の及ぶべきにあらざ。」と述べる。この場合の天は、儒教的な天ではなく、天照大神の神慮のことである。神慮によって、有徳な系譜が断絶したのであって、神慮が徳の論理を超えたのである。

後醍醐天皇が京都に凱旋して天皇親政を回復したのも天照大神の神慮である。

此天皇の御代に掌をかへすよりもやすく一統し給ぬること、宗廟の御はからいも時節ありけると、天下こぞりてぞ仰奉りける。

(後醍醐天皇の条 一七一頁)

後村上天皇が、儲の君なのにならば東国にとどめおかれたのも皇大神の意志(後醍醐天皇の条 一八八頁)であるが、そのような試練の後、天照大神は後村上天皇に皇位を与え、正統な継承を実現した。親房は、やがて後村上天皇による南北朝の統一が天照大神の神慮によってもたらされると信じて(後村上天皇の条 一九〇頁)『神皇正統記』をしめくくる。皇位のみならず、藤原氏の家督も、三男が継ぐ事例が続いているが、親房はそれを神慮によると解釈する(一条院の条 一二八頁)。親房は、このように、父子一系の継承を実現させようとする天照大神

北畠親房の天皇論(下川)

の神慮が歴史を動かすと考えるが、同時に、光孝天皇以前には、継承の変動が大きかったとも述べる。親房はその変動が、衆生の果報すなわち徳の論理によってもたらされたとする(光孝天皇の条 一一二頁)。天照大神の神慮を補完するのが、儒教的徳の論理であった。安徳天皇は、三種神器とともに海に沈んだが、三種神器とは帝徳のシンボルであり、物である三種神器は失われたが、徳あるところに継承があるという原則はけつして失われることはない(安徳天皇の条 一四六頁)。

天照大神の神慮だけでは説得力がない、当時の東アジアの最新の学問である宋代の儒教の論理を必要としたのである(9)。このような『神皇正統記』の構造は、国体論のものとは明らかに異質なものである。

### おわりに——象徴天皇論との連関

儒教的徳に基づく親房の論理と、それとは異なる『国体の本義』の論理は、思想史の中でどのように評価してゆけばよいのだろうか。現在は、日本国憲法下の象徴天皇制である。国民主権の原則から考えると、天皇の位置づけは難しいが、大日本帝国憲法の継統という歴史的経過の結果である。まもなく退位の今上天皇は、象徴天皇制のもとで即位した最初の天皇である。天皇も国民も、この象徴天皇制をどのように運用し確立するかの手探りの平成年間であったと言えよう。

日本国憲法の三大原則は、国民主権・基本的人権の尊重・平和主義である。日本国憲法は、アメリカ独立宣言に顕著に見られる権利や民主主義の思想、すなわち、各人がかけがえのない権利を有し、それを守る手段として人々が人工的に国家を作り、国家が個人の尊厳をふみにじった

場合には、主権者である国民がそれを改廃できるという論理に拠っている。そこに戦争放棄の主張が加わって、日本国憲法の基調をなしている。天皇は、この日本国憲法の原則の可視化を意識して続けてきた。国内外の戦争被害者を訪ねる慰霊の旅、人権侵害の対象になりやすい弱者への励ましを一貫して継続した<sup>(10)</sup>。

日本国憲法が依拠するアメリカ独立宣言は、天から賦与された権利をもつ人々が、国家に先立って存在するという前提に立ち、個人の尊厳を国家よりも重んじる。国家は、個人の尊厳を守る手段にすぎないのである。『国体の本義』は、そのような西洋思想を、個人主義とよび、日本にはそぐわないものとした。さらに、『国体の本義』は、個人主義が中国思想にも見られ、それは日本の没我・無我の精神と異なるものとした。朱子学的思惟と西洋の民主主義思想との論理的親和性を意識したのは中江兆民であるが、個人の尊厳を重んじる中国の儒教思想を取り込んだ親房の天皇論は、国体論の淵源というよりもむしろ日本国憲法下の天皇制の論理につながる要素もあると言えるかもしれない。

注

- (1) 日本は、万世一系の天皇を戴く国柄であると強調した国体論は、戦争に向かう昭和期に、国体を守るために戦死を厭わないことが臣民のつとめと強調する『国体の本義』や『戦陣訓』が登場しその論理が極限化してゆく。  
 (2) 『国体の本義』は、昭和一二(一九三七)年文部省編纂の冊子によった。論文中で、旧漢字は新漢字にあらためた。  
 (3) 吉田松陰『講孟余話』の冒頭に「故に漢土の臣は縦へば半季渡りの奴婢の如し。其の主の害悪を拵んで転移すること固より其の所なり。我が邦の臣は譜第の臣なれば主人と死生休戚を同じうし、死に至ると雖も主を棄てて去るべきの道絶えてなし。」(『吉田松陰集』日本の思想19、筑摩書房、

一九六九年、二四三頁)、中国には革命があるが、日本では君臣関係は不変であると述べる。このような論理が幕末から台頭し、儒教的論理を近代思想につなげてゆく可能性が閉ざされた。

(4) 『神皇正統記』は、岩波文庫(岩佐正、一九七五年)による。本論文では新漢字体にあらためた。

(5) 親房は、冷泉院と花山院には「邪氣」(『神皇正統記』花山院の条 一二七頁)があつたと記す。「邪氣」とは、今谷明が『現代語訳 神皇正統記』(新人物文庫、KADOKAWA、二〇一五年)で、『源平盛衰記』一六「冷泉院御位の時、現御心もなく御物狂わしく御坐ければ、ながらえて天下を知召さん事もいかがと思食める」という用例を引いて説明している。親房は、天皇にも判断力のない無能力者がいたと考えており、無批判に天皇の神聖性を認めることをけつしてしない。

(6) 北畠親房『元元集』は、平田俊春・白山芳太郎校注『神道大系 論説編 一九 北畠親房(下)』(神道大系編纂会、一九九二年)による。

(7) 『大学』は、朱熹撰『四書章句集注』(新編諸子集成第二輯)(北京・中華書局出版、一九八三年)による。

(8) 親房は『神皇正統記』で、たびたび「時の災難」という表現をする。例えば、木曾義仲の滅亡を「時の災難」とよぶ(後鳥羽院の条 一四七頁)。天皇も執政も落ち度がないのに「平将門の乱、藤原純友の乱」がおこったことも「時の災難」とした(朱雀天皇の条 一二〇頁)。儒教的徳の論理でも、天照大神の神慮の論理でも説明がつかないハプニングを「時の災難」と記すが、いずれは徳か神慮の論理に収斂すると考えていた。

(9) 本郷和人『天皇の思想 闘う貴族 北畠親房の思惑』(山川出版社、二〇一〇年)「第八章 1 北畠親房は徳を重んじる」に詳しい指摘がある。

(10) 例えば、天皇は二〇一八年八月一五日の在位最後の戦没者追悼式においても、終戦七〇年の追悼式から四年連続で先の大戦について「深い反省」と踏み込んだ発言をし、不戦の誓いを強調した。二〇一八年七月の西日本豪雨の被災者を早急に慰問したいと強く希望した。天皇の行動は、反戦や弱者の人権保護という日本国憲法の本質を浮き彫りにするものである。

(11) 下川玲子『朱子学から考える権利の思想』(ペリかん社、二〇一七年)「1 朱子学の論理と人権の論理」。